

1. 件名：原子力エネルギー協議会等との面談

2. 日時：令和元年11月6日（水）15：10～16：00

3. 場所：原子力規制庁16階会議室

4. 出席者：

原子力規制庁

長官官房技術基盤グループ技術基盤課 西崎企画官、成田課長補佐、山田係長

原子力規制部審査グループ実用炉審査部門 川崎安全管理調査官、照井審査官

原子力エネルギー協議会（以下「ATENA」という。） 部長、他1名

東京電力ホールディングス株式会社 担当者2名

関西電力株式会社 担当者2名

三菱重工業株式会社 担当者2名

5. 要旨：

- 出席者から、発電用原子炉施設におけるデジタル安全保護系の共通要因故障対策等に関する検討チーム会合（以下「検討チーム会合」という。）において最適評価の方法や多様化設備が満足すべき条件等について具体的な議論を行うため、PWRプラントについても、解析条件と結果の代表的な事例を示すことができるよう検討中であるとの説明があった。これに対し、原子力規制庁から、次回の会合で、前回の検討チーム会合で原子力規制庁が示した要求事項に対する意見を述べる場合には、その根拠となる考え方や文献・データ等を整理の上、科学的技術的な観点からその意見の妥当性を具体的に説明されたい旨、また、経過措置として要する期間を要望する場合には具体的かつ明確な根拠を説明できるよう準備を進めてもらいたい旨返答した。
- 出席者から、解析条件と結果の代表事例の検討や、原子力規制庁が示した要求事項に対する事業者意見のとりまとめ等には一定の時間を要すること、提出する意見の検討にあたって更に質問したい場合があること等から、次回の検討チーム会合の日程については改めて面談にて相談したい旨の要望があった。これに対し、原子力規制庁から、事業者側にそのような要望があることは承知した、事業者側の検討の時間を不当に制限するつもりはないので追加質問や日程の相談に応じる用意はあるが、正当な理由がないのに検討チームでの規制要求化の議論を無為に遅延させるような場合には必ずしも要望に応じられないことがある点あらかじめ承知されたい、いずれにせよ徒に遅延を生じることがないように十分留意されたい旨返答した。

6. 配付資料：

なし

以上